

学校法人愛知学院学生・生徒表彰規程

令和3年4月1日施行

(目的)

第1条 本規程は、学校法人愛知学院の設置する各学校に在学する学生・生徒（個人又は団体）（以下「学生等」という。）が、正課及び課外活動で特に優れた実績を上げ、他の模範となり、愛知学院の名声を高めた場合、又は業務執行理事会が、特に表彰に値すると認めた場合に、その活動をより一層奨励することを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生等について第4条に定める方法にて決定し、理事長が行う。

- (1) オリンピック、パラリンピックへ日本代表として出場した学生等
 - (2) 世界選手権など国際的な大会に日本代表として出場した学生等
 - (3) 全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会で別表1に定める成績を収めた学生等
 - (4) スポーツ競技、文化、芸術及び学術などにおいて第2条第1項第1号から第3号と同等であると業務執行理事会が認めた学生等
- 2 第1項第4号に定める「スポーツ競技」とは、原則として日本体育協会に加盟する連盟等が主催する大会とする。

(表彰)

第3条 表彰は賞状の授与をもってこれを行う。

- 2 副賞として別表1に定める報奨金を授与することができる。

(決定)

第4条 表彰者は、学生等が所属する学長・校長の推薦に基づき、業務執行理事会にて審議し、決定する。

(事務)

第5条 この規程に定める事務については、秘書部秘書庶務課が行う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃については、業務執行理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年7月1日より施行する。

別表 1

○愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部・愛知学院大学歯科技工専門学校生

第 2 条第 1 項	大会規模	順位	報奨金額
(1)	オリンピック、パラリンピック	出場	30万円
(2)	世界選手権など国際的な大会	出場	10万円
(4)	(1)及び(2)と同等であると業務執行理事会が認めた者		業務執行理事会にて決定

*表彰者が団体の場合については、団体に対して授与する。

○愛知高等学校・愛知中学校生

第 2 条第 1 項	大会規模	順位	報奨金額
(1)	オリンピック、パラリンピック	出場	30万円
(2)	世界選手権など国際的な大会	出場	10万円
(3)	全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会	優勝	3万円
		準優勝	2万円
		第 3 位	1万円
(4)	(1)から(3)と同等であると業務執行理事会が認めた者		業務執行理事会にて決定

*表彰者が団体の場合については、団体に対して授与する。